

**必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も**

## 青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

- 令和6年12月21日からの金額は、次のとおりです。
  - 鉄鋼業 時間額 **1,045円** (改定前 992円)
  - 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 **968円** (改定前 927円)
  - 百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業  
(※令和6年4月1日から日本産業分類が変更されたことに伴い、件名が変更となりましたが、適用範囲は、これまでと変更ありません。) 時間額 **956円** (改定前 921円)
  - 自動車小売業 時間額 **963円** (改定前 923円)
- 青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「**青森県最低賃金**」は、**令和6年10月5日**から時間額 **953円** に改定されています。
- 業務改善助成金については、「業務改善助成金コールセンター」(電話番号：0120-366-440)にお問い合わせください。
- 最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については「青森働き方改革推進支援センター」(電話：0800-800-1830)にお問い合わせください。
- 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からもご覧になれます。  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)

※ お問い合わせは、**青森労働局労働基準部賃金室** へ。  
(TEL 017-734-4114)

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

## 青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

青森県特定(産業別) 最低賃金	改定内容	効力発生日 (令和4年)	改定前
	時間額		時間額
鉄鋼業	1,045 円	12月21日	992 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	968 円	12月21日	927 円
百貨店、総合スーパーマーケット、そ の他の各種商品小売業 (※令和6年4月1日から日本産業分類 が変更されたことに伴い、件名が変更 となりましたが、適用範囲は、これま でと変更ありません。)	956 円	12月21日	921 円
自動車小売業	963 円	12月21日	923 円

(参考)

青森県最低賃金	953 円	10月5日	898 円
---------	-------	-------	-------

※ 詳しくは、[青森労働局ホームページ](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)からもご覧になれます。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)

※ 業務改善助成金については、「業務改善助成金コールセンター」(電話番号：0120-366-440)にお問い合わせください。

※ 最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については「青森働き方改革推進支援センター」(電話：0800-800-1830)にお問い合わせください。

※ お問い合わせは、[青森労働局労働基準部賃金室](#)へ。

(TEL 017-734-4114)